



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14階

TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 雇用促進税制について

平成23年度の税制改正は、一部法案が切り出された形で6月30日に成立しています。中でも、雇用を増やした事業主に対する税制優遇制度である「雇用促進税制」は、従業員数の増加1人当たり20万円の税額控除を認めるものとして特に注目されています。

1. 制度の概要

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内(※1)に始まるいずれかの事業年度において、前年より従業員を一定以上増やす等の要件を満たした事業主が、雇用増加者1人当たり20万円の税額控除(※2)(法人税または所得税)が受けられる制度です。

※1. 個人事業主の場合

平成24年1月1日から平成26年12月31日まで

※2. 当期の法人税額の10%(中小企業の場合20%)が限度。

2. 従業員の増加、給与等の支給額の要件

(1) 増加人数

雇用者の増加数は5人以上(中小企業(※3)は2人以上)とされています。

※3. 中小企業とは資本金1億円以下又は常時使用する従業員数が1,000人以下の事業者をさします。

(2) 雇用増加割合

適用年度の雇用者の増加数が前事業年度末日の雇用者総数の10%以上とされています。

$$\text{雇用増加割合} = \frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$$

(3) 給与支給額

給与等の支給額適用年度の給与支給総額が、「比較給与等支給額」以上であることとされています。この「比較給与等支給額」とは、「前事業年度の給与等の支給額」と、前事業年度の給与等の支給額に「雇用増加割合」の「30%」を掛け合わせたものとの合計額になります。

雇用増加割合が10%の場合、 $10\% \times 30\% = 3\%$ となることから、給与支給総額が、前期比で3%増加するのが最低ラインの目安です。

3. その他の事業主の要件

- (1) 青色申告書を提出する事業主であること。
- (2) 適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
- (3) 風俗営業等を営む事業主でないこと。

4. 事務手続き

(1) 事業年度開始後2ヶ月以内(※4)

目標の雇用増加数などを記載した「雇用促進計画」を作成して、ハローワークに提出します。

※4. 平成23年4月1日から8月31までの間に事業年度を開始する事業主の場合には、10月31日までに提出

(2) 事業年度終了後2ヶ月以内(※5)

ハローワークに「雇用促進計画」の達成状況の確認を受けます。確認を求めてから書類の返送まで約2週間(4~5月は1ヶ月程度)要するとされているため、すみやかな手続きが必要になりそうです。

※5. 個人事業主の場合は、3月15日までに提出

(3) 確定申告提出時

法人税(個人事業主の場合、所得税)の税額控除を適用した確定申告書に、確認を受けた雇用促進計画の写しを添付して税務署に提出します。

5. 具体例

前事業年度末日の雇用者が25人、当期の雇用者増加数が3人、前事業年度の給与支給総額7,500万、当期の法人税額が250万の中小企業の場合を考えてみます。

(1) 人数要件

雇用増加割合 = $3 \text{人} \div 25 \text{人} = 12\% \geq 10\%$ となり雇用増加割合の要件を満たし、中小企業の2人以上という要件も満たします。

(2) 比較給与支給額

$= 7,500 \text{万円} + 7,500 \text{万円} \times 0.12$ (雇用増加割合) $\times 30\% = 7,770 \text{万円}$ → 適用事業年度の給与支給総額は7,770万円以上であることが要件になります。前期比で3.6%以上増加した額であることが要件です。

(3) 税額控除額

$20 \text{万円} / 1 \text{人} \times 3 \text{名} = 60 \text{万円}$ と計算されますが、限度額 $250 \text{万円} \times 20\% = 50 \text{万円}$ となるため、適用を受けられる税額控除額は50万円となります。

6. おわりに

ハローワークは、8月1日から「雇用促進計画」の受付を開始しています。適用を受けるための第一歩は、「雇用促進計画」を提出することです。

中小企業で2人以上の採用計画がある事業主の方は、忘れずに提出することをお勧めします。

(担当:大鳥 隆)